


| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| クラス | C113 | 担当教員 | 遠山 桂 |
|  | テーマ | 情報化社会と消費者問題 | |
| | 著書・論文 研究課題等 | 【論文】 ・「これからの消費者問題」2011年度消費者関連専門家会議（ACAP） 【研究課題】 ・インターネット広告と取消権 ・デジタルプラットフォームの影響と管理責任 ・カスタマーハラスメントの社会的対応 | |

ゼミナール概要

【キーワード】 悪質商法、消費者法、インターネット取引、顧客対応、消費者行政

【目的、内容、方法等】

【ゼミナールの目的】

インターネット・スマートフォンの普及によって便利で快適なサービスが増えている一方で、不当な広告の垂れ流しや個人情報の悪用事例が増えています。そうした情報化社会での消費者被害の実態を把握して、消費者法による解決や予防について学びます。

本来は事業者と消費者は対立する関係ではなく、適正な取引を続けることで相互に利益を得て発展していくものです。その両者の良い関係を保つために調整をするのが行政の役割です。身近な消費者問題の確認からスタートして消費者法制度を詳しく学び、SDGs（持続可能な開発目標）も視野に入れて調査や議論をしていきます。

【ゼミナールの内容】

消費生活年報（国民生活センター）や消費者庁の公開資料より消費者被害の現状把握と分析を行います。消費者志向の強い企業の先進事例、顧客対応の課題についても学びます。

消費者契約法、特定商取引法、景品表示法などの消費者法については詳しく検討します。

ゼミでは教員より事前に資料や課題を提示し、その内容をゼミ生が持ち回りで全員の前で報告・発表し、議論を進めていきます。発表についてはプレゼン力を高めることも狙いとします。

【学習方法・計画】

2年生：資料等からインターネット取引等での消費者被害の実態について把握し、課題について議論します。

3年生：前期は消費者法について詳しく学びます。後期にはゼミ生ごとに関心の強いテーマについて個別に研究発表し、議論を経てレポートを作成します。

4年生：各自の進路に関連性の強いテーマを定めて卒論作成を行い就活にも役立てます。

【使用テキスト】 授業内で指示します。

担当教員からのメッセージ

担当教員は本学部の卒業生で、行政書士と消費生活相談員の複業を行う実務家です。また、インターネットでの小規模ビジネスも展開しています。ゼミ生には、怪しい契約に騙されないための知識をつけるだけでなく、情報化社会での適正取引のあり方や消費者法について深く理解し、卒業後も企業や行政の活動に役立ててほしいと思います。【重要】入ゼミ希望者は必ずゼミ説明会に参加してください。エントリーシートには「ゼミで学びたいこと」と「自己PR」を書いてください。